

マイナンバー

いよいよ始まるマイナンバー制度についての対応を簡単にご説明いたします。

I. 概要

マイナンバーは、住民登録されているすべての人に付けられる 12 桁の番号です。

マイナンバーカードには①氏名②住所③生年月日④性別⑤マイナンバーが記載されていて、10月以降に送付されてくる「通知カード」を持って市区町村に申請をして交付を受けます。マイナンバーの「通知カード」の受取りを拒否しても、マイナンバーは各人に付されています。マイナンバーカードには所得情報や病気の履歴等の記録は入ってはいませんが、このカードから個人情報の全てが分ることになります。

II. 事業者が行うべきことは、次の4点です。

- ①マイナンバー取扱者を決めます。
- ②給与・報酬の支払いを受ける人のマイナンバーの収集をします。(平成 27 年 10 月から)
 - ・正社員及び扶養している家族のマイナンバー
 - ・アルバイト社員のマイナンバー
 - ・税理士・社労士・弁護士等のマイナンバー
- ③源泉徴収票にマイナンバーを記載したものを発行します。(平成 28 年に発行するものから)
- ④雇用保険の届出書に記載します。(平成 28 年から)

III. マイナンバー制度のスケジュール

- ①平成 27 年 10 月 「通知カード」の交付(住民登録のある方)
- ②平成 28 年 1 月 マイナンバーカードの交付開始(交付申請は任意)
- ③平成 29 年 1 月 国の機関同士の情報連携の開始

IV. マイナンバーの取扱い

- ①従業員に対しマイナンバーの収集をするに付き、次の利用目的にのみ使うことを明示します。
 - ・給料の源泉徴収票の発行
 - ・社会保険手続き
- ②収集時にコピーの受渡簿を作成して収集をします。

扶養控除申告書に記載をする家族のマイナンバーも一緒に収集します。
- ③税理士や社労士に提供する場合も同様に受渡簿を作成し受渡をします。

V. 漏えいをした場合に罰則があります。

マイナンバー制度の内容

1. 義務

- ①マイナンバー取扱者の選定をします。
- ②マイナンバーを収集します。
- ③源泉徴収票に記載します。
- ④雇用保険の届出をします。(厚生労働省が手続き方法について現在検討中)

2. 収集

- ①従業員からマイナンバーの提出を求めます。
 - ②マイナンバーと免許証等の本人確認できるものを一緒にしたコピーを受け取ります。
- ※受渡簿を作成して、提出したコピーにサインをしてもらい、これを保管します。

受渡簿例

氏名	受取日付/印	返却日付/印	廃棄日付/印	提出無し	備考
鈴木丸男	H27/10/15 印	H27/10/15 印			

3. 管理

- ①マイナンバー取扱者の選定をします。
- ②収集したマイナンバーの保管をします。
- ③扶養控除等申告書にはマイナンバーを記載しません。(管理が非常に大変になるため)
マイナンバーの提出をしていただきますので、マイナンバーの記載はしません。

4. 返却又は廃棄

- ①不要となったマイナンバーの資料は、返却をするか又は廃棄します。
受渡簿に返却又は廃棄の日付を記載して管理します。

5. 配布

- ①給与所得源泉徴収票にマイナンバーを記載して配布します。
- ②配当等源泉徴収票にマイナンバーを記載して配布します。

6. 委託

- ①税理士等とのマイナンバーの資料の受渡には、受渡簿を作成して記録します。

受渡簿例

委託先	受取日付/印	返却日付/印	備考
鈴木税理士事務所	H27/10/16 印	H27/10/19 印	

7. 罰則

- ① 正当な理由なく、マイナンバーを提供した場合
4年以下の懲役又は200万円以下の罰金
- ② 不正な利益を得る目的で、マイナンバーを提供した場合
3年以下の懲役又は150万円以下の罰金
- ③ 目的（税・社会保障・災害対策）以外の収集をした場合
6月以下の懲役又は50万円以下の罰金

※収集できなかった場合の罰則はありません。

マイナンバーの取扱いについて次の様に考えます。

1. 漏えいについて罰則規定が有ります。
 - ・漏えいは必ずあります。
当社が最初にならないことが大切です。
そのためには、①システムに入れないこと。②持ち出さないことです。
究極は、マイナンバー制度に参加しないことです。これならば、漏えいの心配が全くありません。しかし、源泉徴収票等に記載するためには、収集の必要があります。
 - ・漏えいしないための対策として、受渡簿を作成し、管理しましょう。
 - ・管理者を決め、管理者以外の方には触れない様にさせます。
2. 扶養控除申告書（年末に従業員に配布する○扶）の扱い。
 - ・記載した扶養の方の欄は今まで通りに記載します。
マイナンバーの提出をしていただきますので、マイナンバーの記載は不要です。
3. 雇用保険について。
 - ・必要となるマイナンバーの届出は、入社する方は取得届に記載をします。
 - ・現在従業員でいる方の届出方法について、厚生労働省が検討中です。

マイナンバー制度の欠陥

1. マイナンバーを持つことによるメリットは今のところ全く無いと言っても良いくらいです。
個人情報の全てが管理されることによって、確定申告をする必要が無くなるメリットが出てくるかもしれません。
2. マイナンバー制度は、うまく運用することにより最も効率よく国民を管理でき行政の簡素化を図れる制度です。国民は申請や届け出を何もしなくても良いという夢の様な制度です。
しかし、昔のように紙をベースにした資料の保存ではなく、電子記憶媒体による保存ですから、流出した時は情報の一部が流出するのではなく、記録されているすべてが一瞬のうちに流出することになります。個人の情報の全てが管理されているマイナンバーですから、その個人の蓄積された情報のすべてが流出した場合には大変なことになります。その様なことにならないためにマイナンバーの取扱いには大変な注意をする必要があります。
3. マイナンバー制度の開始当初は「税」に関する部分のみですが、雇用保険、年金等の社会保険につなげていく予定です。政府はマイナンバー制度を普及させるために、将来は企業にもマイナンバーの使用を開放し、社員証・学生証・免許証・クレジットカード等に使えるようにしようとしています。
一方で政府は、マイナンバーはとても大切なものなので、他の誰にも知られない様にすることとしています。社員証等に使うのですから、マイナンバーを常に携帯をし、他人に見せる事をします。個人情報洩れないのでしょうか、心配になります。
4. マイナンバー制度の最も危惧するところは、個人情報のデータに嘘の書込みがされた場合、誤りを修正することができないことです。また、誤りを修正することが出来たとしてもとても大

変な労力を必要とします。

たとえば、

- ・死亡したことにされた場合、
 - ①年金がストップします。
 - ②銀行の口座が閉鎖されます。
 - ③クレジットカードが使えなくなります。
 - ④電気・水道等の供給が止まります。等
- ・反社会的であることにされた場合、
 - ①どこの会社に行っても就職ができません。
 - ②クレジットカードが作れません。
 - ③お金を借りる事ができません。

しかし、自分の情報に記載されていることは自分では見る事ができないのが通常です。記載されていることに誤りがあることを知ったとしても、訂正をすることができません。訂正をするためには、誤っていることを証明しなければならないからです。

たとえば、1月前に誰と会って、何を話したか、何を食べたか、思い出すことすら難しいのに、記録された内容に誤りがあることを証明しないと訂正することはできませんから、さらに大変なことになるであろうことは、た易く想像することができます。

5. 海外におけるマイナンバー制度は規制する方向にあります。

アメリカにおける社会保障番号（SSN）は、なりすまし犯罪が後を絶たず不必要な SSN の利用規制をする方向です。

韓国における住民登録番号も、クレジット会社から個人情報が出たり、なりすまし犯罪が頻発している状況です。

6. 自己防衛の対策。

マイナンバーの制度に乗らないことが、最も自己防衛になると考えます。

「通知カード」を受取った後、マイナンバーカードの発行申請をしないことです。

住基ネットカードは、平成15年から導入されましたが、未だ6%程度の普及率です。

現状におけるマイナンバー制度は、信頼性に欠けるところがある様に感じますので、慌ててこの制度に乗る必要はありません。しばらく様子を見るのが良いと考えます。

港区赤坂2-16-21 栄屋ハウス304

鈴木敏之税理士事務所

TEL 03-5114-0720

FAX 03-3586-7270